

## 公益財団法人堺市文化振興財団 賛助会員制度 規約

### （目的）

第 1 条 本規約は、文化活動の振興と地域文化の創造を通じて市民文化生活の向上と地域の発展に寄与するという公益財団法人堺市文化振興財団（以下「財団」という。）の設立目的に基づき、財団が実施する文化芸術事業の持続的な推進を支援するために設ける制度について、必要な事項を定める。

### （名称）

第 2 条 本制度は「公益財団法人堺市文化振興財団賛助会員制度」という。

### （会員の種別および会費）

第 3 条 賛助会員は、次のとおりとする。

1 法人・団体会員 1 口 100,000 円

2 個人会員 1 口 20,000 円

3 会費は、原則として返還しない。

### （会員期間）

第 4 条 会員期間は、会費納入日から 1 年間とする。

### （入会手続）

第 5 条 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書または財団が指定する方法により申し込み、財団がこれを認め、かつ会費を納入したときに入会手続が完了する。

### （会員特典）

第 6 条 賛助会員には、別途に定める特典を付与する。

### （会費の使途）

第 7 条 会費は、財団が実施する文化芸術事業の運営に充当する。

### （個人情報の取扱い）

第 8 条 賛助会員の個人情報は、財団の「特定個人情報保護規程」に基づき適切に管理する。

(会員資格の取消)

第 9 条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、財団は会員資格を取り消すことができる。

- 1 虚偽の申告を行ったとき
- 2 財団の名誉または信用を著しく損なう行為があったとき
- 3 暴力団その他反社会的勢力に該当すると認められるとき
- 4 その他、賛助会員として不適当と財団が判断したとき
- 5 前項により資格を取り消した場合、既納の会費は返還しない。

(委任)

第 10 条 本会則に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附則

この会則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。